

取りまとめに向けた検討（5）

（秘密の保護）

5 第1 民事訴訟において裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組み

1 民事訴訟において、裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組みとして、例えば、次のような規律を設けることについてどのように考えるか。

裁判所は、当事者が保有する当該当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密又は営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下これらの秘密を「秘密情報」という。）について、次のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者（当事者の秘密情報に係る申立てにあっては当該当事者）の申立てにより、決定で、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該秘密情報を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密情報に係るこの規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、当事者の代理人、訴訟代理人又は補佐人が（1）に規定する準備書面の閲読又は同（1）に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該秘密情報を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

（1）既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する秘密情報が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠の内容に当事者の保有する秘密情報が含まれること。

（2）（1）の秘密情報が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密情報が開示されることにより、その当事者又は第三者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあり又は当該秘密情報に基づく当事者又は第三者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これらを防止するため当該秘密情報の使用又は開示を制限する必要があること。

2 1の命令（秘密保持命令）に違反した場合の制裁につき、どのように考えるか。

1 従前の議論等

第24回会議では、民事訴訟手続に開示・提出された資料に含まれる秘密保持に関する規律の見直し等に関して議論がされた。

議論の前提として、現行の民事訴訟法の、何人も訴訟記録の閲覧を請求できるとする規律につき、引き続き、原則的な規律とした上で、秘密の保護の在り方について議論することが確認された。

その上で、民事訴訟における秘密の保護の在り方として、①証言拒絶事由や文書提出義務の除外事由の規定のように、裁判所への提出等が義務付けられないこととする、②裁判所に提出等されることを前提として、提出された情報について、当事者以外の第三者による閲覧等を制限するといった、現行の民事訴訟法に存在する仕組みや、③特許法の秘密保持命令のように、②の第三者による閲覧等が制限されることを前提として、更に訴訟において当該情報を取得した当事者に第三者への開示を禁止するなどの秘密保持の義務を課すことなどが確認され、民事訴訟一般について、③の当事者に秘密保持の義務を課すことについて議論がされた。

この点については、特許法が前提とする訴訟においては、秘密が訴訟の争点そのものとなることが想定されるのに対し、民事訴訟一般においては、審理に必要な情報を集める中で秘密情報が紛れ込むという場面が多いように考えられ、そのような場合に、従来の規律の下では提出させられないものを提出させた上で、当事者に秘密保持義務を課し、第三者による閲覧を制限すべきということがどれほど想定されるのか、知的財産が問題になる場面においては、企業の利益のみならず国家的利益も問題なる中で秘密保持義務違反に対して刑罰による厳しい制裁が科されることとなっているが、民事訴訟一般についても同様に厳しい制裁を科すことができるのかなどの問題提起があった。

他方で、当事者が、訴訟記録の閲覧、謄写により得た情報が、デジタル化により個人が情報を拡散する手段に簡単にアクセスできるようになったことにより、拡散されるリスクが大きくなっていることや、従前裁判所への提出が義務付けられず、訴訟に出てこなかった情報について、当事者に秘密保持義務を課した上で訴訟に出てくるようにするということの意義などを指摘する意見もあった。

また、仮に民事訴訟一般において、当事者に秘密保持義務を課す仕組みを設ける場合には、要件審査、発令、不服申立てなどの各場面において、手続が重くなるという懸念を考慮した上で、適切に制度設計をすべきであるという指摘

もあった。

さらに、当事者以外の第三者の秘密について、現行の民事訴訟法においては特に手当がされておらず、その手当をする必要性が指摘された反面、第三者を手続の主体とする閲覧制限申立て、不服申立ての仕組みなどの手続を設けようとした場合には手続が煩雑になるおそれがあるとの指摘もあった。

また、裁判所に提出されていなくても、訴訟手続上、当事者間で開示された情報についても、情報を得た当事者に秘密保持を義務付けるという新たな仕組みについても発言があった。

2 民事訴訟における当事者が保有する秘密情報の取扱いについて

(1) 民事訴訟法では、当事者が保有する一定の情報について、陳述拒絶（民事訴訟法第208条（正当な理由）、第196条参照）の対象とするほか、文書提出義務を免除する（同法第220条第4号イからハまで）などとして、当事者の保有する文書の提出等が義務付けられない仕組みとなっている。

裁判所に文書の提出等がされた後の場面においては、訴訟記録については、原則として何人も閲覧等することができるが、一定の情報に係る部分の閲覧等をすることができる者を当事者に限り、第三者による閲覧等を制限する（同法第92条第1項）仕組みが設けられている。上記のような措置は、民事訴訟手続において、当事者の利益（私生活上の秘密、営業秘密等）を保護すること、及び秘密性を一定程度保持しながら、自らの請求が認められるために必要な主張立証をすることができるという利益（実体法上の権利の実現）や相手方の請求に対して的確に抗弁を提出する利益を保護し、ひいては、事案を明らかにして充実した審理を実現するという利益を保護することが企図されているものと考えられる。

(2) 特許法においては、平成16年の裁判所法等の一部を改正する法律（平成16年法律第120号）による改正によって、秘密保持命令の制度が創設された（合わせて、不正競争防止法等においても同様の措置が講じられている。）。具体的には、①訴訟手続に顕出される資料に当事者の保有する営業秘密が記載されていること、及び②当該秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用されるなどすることにより、当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用等を制限する必要があることの疎明があった場合に、裁判所の決定で、当事者や訴訟代理人等に対して、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができることとされている。この秘密保持命令は、この措置を講ずることにより、

営業秘密を訴訟手続に顕出することを容易にし、営業秘密の保護及び侵害行為の立証の容易化を図り、併せて審理の充実を図ることを趣旨としている。

5 (3) これに対し、民事訴訟法では、基本的に、当事者の一方が提出した資料（主張、証拠）について、これを受領、閲覧等した相手方当事者が当該資料から得た情報を二次的に利用することを制限する措置は講じられていない（例外として、秘匿決定がある場合における、裁判所の許可を得て訴訟記録の閲覧等をした当事者等による当該閲覧等により得られた情報を第三者への開示を禁止する民事訴訟法第133条の4第7項の規定があるが、制裁の規定は設けられていない。）。

10 この点に関する、秘密情報に係る権利の保護に関しては、相手方やその訴訟代理人は、訴訟記録の閲覧等制限の措置が講じられた事項について、秘密情報それ自体の秘密性を保護法益とする私法上の秘密保護義務を負うことがあるなどと考えられており、例えば、相手方当事者が当該資料に記載された他方当事者の私生活上の重大な秘密等の情報を第三者に公開することで、他方当事者に損害が生じたような場合には、不法行為が成立し得るものと考えられており、不法行為の成立する場合には、主に金銭賠償による事後的な救済がされ得ることになる。

15 しかし、従前の研究会で指摘があったように、情報通信技術の発展やソーシャルネットワークサービスの普及等により、情報を広く拡散する手段へのアクセスが容易になり、裁判所に提出され訴訟記録となった当事者の秘密情報が、相手方当事者により、ソーシャルネットワークサービス等を通じて多数人に同時的に共有されたり、長期間にわたってインターネット上に掲載され続けたりするおそれが増しており、秘密を公開された者が受ける影響が甚大なものとなり易くなっていると考えられる。例えば、人格権に基づく請求をする訴訟において、当事者が私生活上の秘密に係る情報を裁判所に提出する場合に、第三者の閲覧等が制限されていたとしても、相手方当事者が、当該情報をソーシャルネットワークサービスなどを通じて拡散した場合には、被害が甚大で、回復困難となることが想定し得る。そのような場合には、不法行為に基づく損害賠償請求による救済があり得るのみならず、特許法等の制度も参考に、一定の範囲の重大な秘密情報について、訴訟手続を通じてこれを取得する相手方に対して、当該秘密を訴訟追行以外の目的で使用することを禁止する措置（秘密保持命令）を講じ、その違反に対して、制裁を科すことができるようとする必要があるとも考えられる。

30 また、私生活上の秘密のみならず、個人や法人の営業秘密に関しても、例

え、会社の営業秘密へのアクセス権限が与えられていなかった者が、何者かの営業秘密不正取得行為（窃取、詐欺、脅迫その他の不正な手段により営業秘密を取得する行為）により取得された営業秘密を取得したようなケースでは、当該会社は、その訴訟手続の中で、営業秘密の内容を主張立証することなどが考えられる。この場合に、その者の行為を「不正競争」（不正競争防止法第2条第1項第5号等）として、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟を提起した場合には、当該手続の中で秘密保持命令（同法第10条）を発することもできるが、問題となる営業秘密の内容は同じであっても、「不正競争」であること（同法第2条第5号等の悪意・重過失等）の立証が困難であると考えた場合などには、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起することが考えられ、その場合には秘密保持命令を発することはできないことになる（あるいは、訴訟提起自体を諦めることも考えられる。）。しかしながら、上記のような社会経済情勢の変化を踏まえれば、営業秘密を取得した者が営業秘密不正取得行為の介在を知っていたかどうかなどにかかわらず、一定の秘密情報については、手続上、訴訟追行に必要な範囲内でのみ利用されるものであるということを担保することが必要であるといったことも考えられる。

さらに、情報通信技術の発展に伴い、情報の拡散が容易になったことなどにより、訴えを提起して人格権に基づく請求をする等の紛争もより想定されるようになり、その場合には、当事者がその主張、立証において、秘密情報を提出等する必要が生じる場面が、相当程度生じ得るとも考えられる。

そこで、当事者の秘密情報を保護するほか、自らの請求が認められるために必要な主張立証をすることができるという利益や相手方の請求に対して的確に抗弁を提出する利益を保護し、ひいては、事案を明らかにして充実した審理を実現するという利益を保護するために、訴訟手続を通じて一定の重大な秘密情報を取得する相手方に対して、当該秘密を訴訟追行以外の目的で使用することを禁止する措置（秘密保持命令）をすることができるようになることが考えられる。

(4) 具体的にどのような秘密を保護すべきかについては、既に、何人も訴訟記録を閲覧することができるという原則の例外として、第三者による閲覧等を制限する規律の対象となっている、民事訴訟法第92条第1項第1号及び第2号の情報を対象とすることが考えられる。まず、同項第1号の個人の私生活上の秘密には、個人の人格的利益を基礎とするものも含まれ、実際に、前記(1)の措置の対象とされているようなものは、その秘密としての要保護性が

高いと考えられる。また、同項第2号の営業秘密についても、その秘密管理性が失われることなどに伴う経済的影響は甚大であるものが含まれているものと考えられ、前記(1)の措置の対象とされているようなものについては、その秘密としての要保護性が高いと考えられる。そして、いずれの秘密についても、自身の権利を実現するために訴訟を提起した際や、相手方からの請求に対して的確に抗弁するために、訴訟手続に顕出しなければならない場面が想定されるものであるといえる。

他方で、相手方には、訴訟を通じて取得した他方当事者の私生活上の秘密や営業秘密につき、当該訴訟追行以外の目的で使用することに正当な利益が認められる場面は想定し難く、規律上、その対象となる情報や、禁止される行為の範囲が明確となるのであれば、これを制限されたとしても、相手方当事者の不利益の程度は必ずしも大きなものとはいえないとも考えられる。

そこで、訴訟手続を通じて一定の重大な秘密情報を取得する相手方に対して、当該秘密を訴訟追行以外の目的で使用することを禁止する措置（秘密保持命令）をすることができるようになると想定するには、一定の相当性があるものとも考えられる。

なお、本文第1の1では、「命ずることができる」としており、裁判所は、本文第1の1(1)及び(2)に該当する場合においても、当該秘密情報を含む部分の証拠を取り調べる必要性、代替証拠の有無、事案の内容等を考慮し、秘密保持命令を発する必要性を考慮した上で、決定をすることができる想定している。

3 保護の対象となる秘密情報について

(1) 保護の対象となる秘密情報については、対象となる情報に係る権利の重大性、訴訟上当該情報を裁判所に提出すべき必要性を考慮し、特許法と同様に違反に対して重い制裁を科す場合には、これらの観点から、特許法において営業秘密が対象となっているのと同程度に、その必要性が認められることを要すると考えられる。他方で、制裁を比較的軽度なものとし、広く秘密保持命令の対象とすることも考えられるが、これによると、第三者に公開されることで深刻な影響を及ぼし得る重大な秘密に係る秘密保持命令違反に対する制裁として相当性を欠くことになるおそれがあるものと考えられる。

また、相手方に秘密保持命令を発する事件では、その目的を達するためには、当該事件の事件記録についても、第三者の閲覧等を制限する必要があるものと考えられる。秘密保護のための閲覧等の制限の制度（民事訴訟法第92条第1項）は、裁判の公開（憲法第82条）をより徹底する趣旨から設け

られた訴訟記録の公開制度の重大な例外であるとされていることや知る権利とも関係するものとも考えられることからすると、訴訟記録は、原則として公開されるものとしつつ、例外的にその閲覧等を制限する措置を講ずるという建付けを維持することが相当であると考えられることから、相手方に対する秘密保持命令の対象とすべき秘密情報についても、一定の重大な秘密に限る必要がある。

そこで、現在、訴訟記録の閲覧等を制限する制度の対象とされている私生活についての重大な秘密及び営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）につき、新たに設ける秘密保持命令の対象とすることが考えられる。なお、営業秘密については、秘密保護のための閲覧等の制限の制度（民事訴訟法第92条第1項）においては、当該秘密情報に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これらを防止するため当該秘密情報の使用又は開示を制限する必要があることまでは要件とされていないが、秘密保持命令の要件としては、訴訟の当事者に義務を課すのに相応の必要性が存在すべきであることや、違反に対して制裁が科され得ることに照らし、上記要件を必要とすることが考えられる。

そのほか、これに準ずる程度に重大な秘密情報であるとして、秘密保持命令や訴訟記録の閲覧等を制限する制度の対象とすべきものがあるかについては、引き続き検討が必要であると考えられる。

例えば、刑事事件の被害者、目撃者等の関係者に関する情報が記載された刑事関係文書につき、当事者が任意に提出し又は民事訴訟法第220条第3号の法律関係文書として提出が命じられたような場合には、これが当該訴訟追行の目的以外の目的で使用され、又は、当該情報が開示されることにより、犯罪の捜査、刑事訴訟の審理に著しい支障が生じ又は当該被害者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると考えられる。このような観点から、訴訟記録中に刑事事件に係る訴訟に関する情報（以下「刑事事件関係情報」という。）が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が刑事事件関係情報記載部分の閲覧等を行うことにより、犯罪の捜査若しくは刑事訴訟の審理に著しい支障を生ずるおそれがあり、又は当事者、第三者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるような場合に、秘密保持命令や訴訟記録の閲覧等の制限の対象とするようなことも考え得る。

(2) 相手方当事者が訴訟手続を通じて取得したものでない秘密情報

秘密保持命令は、訴訟手続に顕出される秘密情報を保護することにより、秘密情報を含む資料が訴訟手続に顕出されやすくなり、充実した審理を実現

することを企図したものであることから、相手方が秘密保持命令の申立て以前に訴訟手続と無関係に取得し、又は保有していた秘密情報については、秘密保持命令の対象にすることを要しないものと考えられる。

4 秘密保持命令違反に対する制裁

5 秘密保持命令の制度が既に設けられている特許法や不正競争防止法などでは、秘密保持命令に違反した者には、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている（親告罪・特許法第200条の3、不正競争防止法第21条第3項第6号）。

10 民事訴訟法に本文1にあるような新たな秘密保持命令の制度を設けることとした場合に、私生活上の重大な秘密も対象とする点で上記制度とは異なるものとなるところ、第24回会議では、民事訴訟一般では、特許法等の知財分野のように刑事罰を科すというのは制裁として過大であるおそれがあるといった意見もあった。

15 この秘密保持命令違反に対する制裁として、どのようなものが考えられるかについては、検討が必要であると考えられる。

5 当事者照会に対する回答により得られた情報について

20 当事者照会に対する回答により得られた情報については、主張、立証の準備段階でのやりとりであるため、本文の想定する訴訟資料となるべき書類等を裁判所に提出する場面において、当事者が秘密性を一定程度保持しながら必要な主張立証をする利益を保護するということと比べると、秘密保持命令を設ける必要性は低いと考えられる。また、秘密保持命令については、その違反に対して制裁が科されることも考慮すると、当事者照会に対する回答により得られた情報については、秘密保持命令の制度の対象とはしないことが考えられる。

6 第三者の秘密について

25 本文1においては、秘密保持命令の対象として、当事者の秘密情報のみならず第三者の秘密情報をも含めることとしている。この点については、第2において、秘密保護のための閲覧等の制限の対象に第三者の秘密情報を含める考え方と合わせて、まとめて検討する。

7 民事訴訟以外の裁判手続への影響

30 民事訴訟手続に秘密保持命令の制度を設けることとした場合には、民事執行手続、民事保全手続、破産手続などの他の民事裁判手続においても、同様の制度を設ける必要があるかについて、そのようなニーズの有無を含め、検討が必要になるとも考えられる。

8 以上を踏まえ、民事訴訟において、裁判所が当事者に秘密の保持を命じること

とができる仕組みを設けることについて、どのように考えるか。

第2 秘密保護のための閲覧等の制限

民事訴訟法第92条の第三者による閲覧等の制限の制度について、第三者の秘密についてもその保護の対象とすることとし、例えば、次のように規律を改めることについてどのように考えるか。

次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当事者（当事者の秘密に係る申立てにあっては当該当事者）の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

- (1) 訴訟記録中に当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者又は秘密が記載され又は記録されている第三者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。
- (2) 訴訟記録中に当事者又は第三者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

1 当事者以外の第三者の秘密の保護について

- (1) 民事訴訟では、第三者が保有する秘密は、第三者が裁判所に文書の提出等をする場合については、証言拒絶権や文書提出義務の除外事由の規定のように、裁判所への提出等が義務付けられないととする仕組みにより保護されることとされている。
- (2) 他方で、既に当該秘密が当事者の主張書面や証拠として裁判所に提出され、訴訟記録となっている場合には、第三者による閲覧等の制限の対象とならず、記載された内容についての保護の規律が存在しない。第三者による閲覧等の制限が「『当事者』の私生活についての重大な秘密」や「『当事者が保有する』営業秘密」に限られ、第三者の秘密が秘密保護のための閲覧等の制限の対象となっていない趣旨は、当事者の保有する秘密については、当事者主義の下で、当該当事者が勝訴するために必要な主張立証・攻撃防御方法の提出を行うために当該秘密を開示せざるを得ない場合があり、このような当事者の訴訟追行を実質的に保障する必要があるのに対し、第三者の保有する秘密は、当該第三者が証人として証言する場合でも、文書を提出する場

合でも、第三者として当該秘密を開示すべき義務がないこと（民事訴訟法第196条、第197条、第220条第4号イ・ロ参照）とすれば足り、閲覧等を制限すべき秘密の対象とする必要が乏しいと考えられているためであるとも整理し得る。そして、このような観点から、当事者が自ら訴訟資料となる情報を提出する場面においては、当事者の保有する秘密のみが保護の対象とされていると考えられるが、当事者が第三者の秘密を含む訴訟資料となる情報を裁判所に提出するような場面については、当事者と当該第三者との間における不法行為等の実体法上の権利関係の問題として整理されていると考えられる。

(3) もっとも、当事者が第三者の秘密を含む訴訟資料となる情報を裁判所に提出するような場合に、第三者の秘密についての、秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限の仕組みがある場合には、当事者が、第三者に対する不法行為等の責任を追うことを回避しつつ、勝訴するために必要な主張立証・攻撃防御方法の提出を行うことが可能になることもあり得るとも考えられる。

また、文書提出命令により第三者が裁判所に文書の提出をする場合には、文書提出命令に係る第三者の秘密について、秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限の仕組みがある場合には、文書提出義務の除外事由として自己利用文書該当性が問題となった場合に、当該命令等の措置が講じられるなどを、不利益性を緩和する事情（第31回研究会資料参照）として考慮し、文書提出命令を発令しやすくなると考えられる。さらに、同じ場面において、文書提出命令に係る第三者以外の第三者の秘密を保護する仕組みがあれば、文書提出命令に係る第三者が文書提出命令を履行する際に、当該秘密に係る文書提出命令に係る第三者以外の第三者の不利益を懸念せずに済むことがあると考えられる。

(4) これらの具体的な場面としては、例えば、文書を所持する一方当事者に対し文書提出命令がされたときに、当該文書の内容に当事者以外の第三者の秘密が含まれるとき又は当事者がそのような文書を自ら提出する場合として、原告が、被告の保有する顧客の私生活上の情報が記載された文書について文書提出命令を申し立てた場合や、被告が、そのような文書を自ら書証として提出するが考えられる（なお、金融機関が顧客から守秘義務を負うことを前提に提供された財務情報等が記載された文書につき、民事訴訟法第220条第4号ハ（技術又は職業の秘密）に該当しないとされた事例として、最高裁平成20年11月25日決定民集62巻10号2507頁がある。）。また、受刑者として服役中の原告が、国を被告として提起し

た国家賠償請求訴訟において、当該刑事事件における手続的違法を主張して、自己の刑事事件の記録につき文書提出命令を申し立てた場合（なお、このような事案において、刑事事件における記録が民事訴訟法第220条第3号後段（法律関係文書）に該当し、提出義務があると判断される場合もあり得る。）に、提出義務が認められた文書の内容に第三者の秘密が含まれる場合や、被告がそのような文書を自ら書証として提出する場合が想定される。

さらに、当事者以外の第三者が文書を保有する場合の当該第三者に対し文書提出命令がされた場合において、当該文書の内容に当該第三者やその他の第三者の秘密が含まれるときとして、学校等においていじめが発生したと主張して、被害者が加害者に損害賠償請求を行うような事案で、学校等や教育委員会の保有するいじめに関する調査記録等の文書提出命令を申し立て、提出義務が認められた調査記録等の文書の内容に当事者以外の生徒の私生活やプライバシー情報が含まれるときなどが考えられる。

2 当事者の申立てによる第三者の秘密に関する秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限などの新たな規律を設けることについて

(1) 以上のとおり、現行の民事訴訟法において、第三者の秘密を含む文書等が裁判所に提出される場面において、その秘密を保護するための第三者による閲覧等の制限等の規定が存在しないことなどが、当事者が第三者の秘密を含む文書等を裁判所に提出するなどして、主張立証を行うことを躊躇させ得ることがあるとも考えられ、本文に記載のような、当事者の申立てによる第三者の秘密に関する秘密保持命令（本文第1）や第三者による閲覧等の制限（本文第2以下）に関する新たな規律を設けることが考えられる。

なお、本文第2(1)の秘密記載部分の閲覧等を行う第三者については、第三者自身が当該秘密を知らない場合もあるところ、秘密が記載され又は記録されている第三者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが生じるのは、実際上、当該第三者以外の第三者が閲覧等を行う場合に限られるようにも考えられるが、当該第三者自身が閲覧等をする場合にもそのような事態が生じる可能性が全くないとまではいえず、閲覧等の請求を当事者に限るための要件であることに照らし、第三者の秘密が記載され又は記録されている場合における当該第三者も含むものとしている。

(2) 第三者の秘密について上記のような規律を設ける場合における、保護の対象となる情報の範囲については、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができるという原則的な規定との関係では例外的規定となるが、この原則的

な規定が、憲法82条の保障する裁判の公開の精神をより徹底する趣旨から設けられたものであり、その例外として保護する秘密は、必要最小限のものに限ることが相当であると考えられることを踏まえて、現在の第三者による閲覧等の制限により保護されている当事者の秘密と同等の秘密と認められるものについて、その範囲の情報を第三者に拡張するのが相当であるとも考えられる。なお、上記以外に保護の対象とすべきものがあるかについては、秘密保持命令の保護の対象の検討（第1の3(1)参照）と同様に、引き続き検討が必要であると考えられる。

5

10

(3) 第三者の秘密について上記のような規律を設ける場合における、手続を開始する仕組みについては、当事者の申立てによるものとするのが相当であるとも考えられる。

15

秘密保持命令や閲覧等の制限を設ける趣旨として、第一次的には、当事者が、第三者に対する不法行為等の責任を追うことを回避しつつ、勝訴するために必要な主張立証・攻撃防御方法の提出を行うことを可能にすることにあると考えれば、当事者の申立てによるものとすることが相当であるとも考えられる。

20

裁判所の職権により、第三者による閲覧等の制限を可能にすることも検討し得るところであるが、閲覧等の制限を設ける趣旨を上記のとおりとする場合には、なお、当事者の申立てによるものとすることが相当であるとも考えられる。

25

なお、従前より、第三者の秘密を保護する手続を設けた場合に、手続が複雑化し、訴訟遅延が生じるおそれがある等の弊害を指摘する意見があった。このような観点からも、秘密に係る第三者が申立てをすることができるとすることには、上記のような弊害を生じさせ、当事者が訴訟資料となるべき文書等を裁判所に提出することを躊躇する事態を生じさせるおそれもあり、相当ではないとも考えられる。

30

ただし、後記のとおり、第三者に文書提出命令が発せられた場合については、文書提出命令に係る第三者も申立てをすることができるとしても、当該命令に従わなかった場合には過料の制裁を科されるという立場にあることに照らし、正当化し得るものであり、また、円滑な訴訟進行を妨げるおそれも少ないとも考えられる。

また、手続開始を申し立てができる「当事者」には、民事訴訟法第92条第1項の閲覧等の制限を申し立てができる「当事者」についての解釈と同様に、補助参加人を含むことが想定されている。この点について

は、補助参加人は、被参加人に従属し、被参加人の訴訟行為と抵触する訴訟行為を行うことができないものの、攻撃防御の方法の提出等の一切の訴訟行為をすることができる手続上の地位を有するものであるから（民事訴訟法第45条）、秘密情報に係る第三者とは異なっており、秘密情報に係る第三者について申し立てをすることとはしないこととも整合するものと考えられる。

- 3 以上を踏まえ、当事者の申立てによる第三者の秘密に関する秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限などの新たな規律を設けることについて、どのように考えるか。

第3 第三者に文書提出命令を発する場合における秘密保持命令及び閲覧等の制限

- 1 前記第1記載の秘密保持命令の仕組みや民事訴訟法第92条の第三者による閲覧等の制限の制度を参考に、第三者に対して文書提出命令を発する場合において、文書所持者である第三者及びそれ以外の第三者の秘密について、例えば、次のような、秘密保持命令及び閲覧等の制限の規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 裁判所は、民事訴訟法第223条第1項の規定により第三者に対して文書の提出を命じる場合において、当該第三者（以下「文書提出命令に係る第三者」という。）が保有する文書提出命令に係る第三者又はそれ以外の第三者（以下「文書提出命令に係る第三者等」という。）の私生活についての重大な秘密又は営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下これらの秘密を「第三者の秘密情報」という。）について、次いずれにも該当することにつき疎明があった場合には、文書提出命令に係る第三者の申立てにより、決定で、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該秘密情報を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密情報に係るこの規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、当事者の代理人、訴訟代理人又は補佐人がアに規定する文書の閲読以外の方法により当該秘密情報を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- ア 文書提出命令に係る文書に第三者の秘密情報が記載されていること。
イ アの秘密情報が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密情報が開示されることにより、文書提出命令に係る第三者等が社会生

活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあり又は当該秘密情報に基づく文書提出命令に係る第三者等の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これらを防止するため当該秘密情報の使用又は開示を制限する必要があること。

5 (2) (1)の決定（以下「文書提出命令に係る秘密保持命令」という。）がされた場合において、次に掲げる事項につき疎明があったときには、裁判所は、文書提出命令に係る第三者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録（文書提出命令に係る秘密保持命令があった後に訴訟記録になった部分に限る。）中秘密情報が記載され又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者及び文書提出命令に係る第三者に限ることができる。

10 15 ア 訴訟記録中に文書提出命令に係る第三者等の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、文書提出命令に係る第三者以外の第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、文書提出命令に係る第三者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

イ 訴訟記録中に文書提出命令に係る第三者等が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載され、又は記録されていること。

20 1 文書提出を命じる場合における当事者又は文書提出命令に係る第三者の申立てによる秘密保持命令やその場合の第三者による閲覧等の制限などの新たな規律を設けることについて

25 (1) 前記のとおり、現行の民事訴訟法において、第三者の秘密を含む文書等が裁判所に提出される場面において、当該第三者又は当該第三者以外の第三者の秘密を保護するための秘密保持命令や閲覧等の制限等の規定が存在しないことは、第三者に文書提出命令を発令する場面において、当該第三者の文書提出義務の有無に関し、当該第三者の秘密を保護する措置を講ずることにより不利益性を緩和することを難しくし、また、当該第三者が当該第三者以外の第三者に不利益を生じさせることを懸念せずに文書を提出することを難しくしているとも考えられる。そこで、本文に記載のような、第三者に文書提出を命じる場合における文書提出命令に係る第三者の申立てによる秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限に関する新たな規律を設けることが考えられる。

5 (2) 第三者に文書提出を命じる場合における、当該第三者又は当該第三者以外の第三者の秘密について上記のような規律を設ける場合における、手続を開始する仕組みについては、文書提出命令に係る第三者の申立てによるものとするのが相当であるとも考えられる。(なお、第三者に文書提出を命じる場合においても、当事者は、本文第1及び第2の規律により、秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限を申し立てることができる。)

10 このような制度を設ける趣旨として、第三者の文書提出義務の有無に関し、第三者の秘密を保護する措置を講ずることにより不利益性を緩和することを可能にし、文書提出命令の発令が可能になり得ることにあると考えれば、本文第1及び第2の規律により、当事者の申立てによるものとすることが相当であると考えられる。さらに、この場面においては、文書提出命令に係る第三者も、裁判所の決定を通じて審理において訴訟資料となるべき情報を提出し、裁判所の命令に従わなかった場合には過料の制裁を科される立場に置かれることに照らし、本文1及び2のとおり、文書提出命令に係る第三者についても、申立てをすることができるとすることが相当であるとも考えられる。

15 20 なお、手続が複雑化し、訴訟遅延が生じるおそれに関しては、文書提出命令に係る第三者の申立てによることについては、文書提出命令に係る第三者者が裁判所から文書の提出を命じられ、当該命令に従わなかった場合には過料の制裁を科されるという立場にあることに照らし、その秘密の保護に

関し、申立てをすることができるとすることを正当化し得るものであり、また、そのような第三者に限って申立てを可能とするのであれば、円滑な訴訟進行を妨げるおそれも少ないとも考えられる。

25 (3) 文書提出を命じる場合において、第三者の秘密保護のため、秘密保持命令や第三者による閲覧等の制限の措置を講ずることを可能にすることにより、第三者の文書提出義務の有無に関し、不利益性を緩和することを可能にし、文書提出命令の発令が可能となり得るとも考えられる。

30 すなわち、文書提出命令の申立てがされ、その除外事由該当性が争いとなつた場合に、文書提出命令と併せて文書提出命令に係る秘密保持命令が出され、提出された文書については第三者による閲覧等の制限の措置が講じられることにより、秘密の保護が図られ、文書の所持者に対する開示による不利益がその限度で低減すると評価することができ、民事訴訟法第220条第4号ニ(自己利用文書)の該当性が争われた場合に、外部非開示性の要件は認められる場合であっても、上記秘密保持命令により情報が当事者以外の第三

者に開示されるおそれが低く、その後、当該秘密保持命令を前提とする閲覧等の制限がされる見込みがあることが考慮され、「看過しがたい不利益が生ずるおそれ」（不利益性）がない又は自己利用文書の該当性を否定する特段の事情があると判断されることもあり得る。

5 例えは、被告と第三者との間のメッセージのやりとりが、原告の被告に対する請求権の立証に必要な証拠となり得るものであり、かつ、そのようなメッセージの内容が第三者の私生活上の重大な秘密を含むのであるというような場面において、当事者又は当該メッセージを保有する第三者の申立てにより、当該第三者に対する文書提出命令と同時に、第三者の秘密保持命令が10 発令され、訴訟記録の閲覧等の制限がされることを前提に、「看過しがたい不利益が生ずるおそれ」（不利益性）があるとはいえないとして、第三者に対する文書提出命令の発令が可能になるということも考え得る。

15 なお、チャットログの提出義務が争われた事例で、申立人がチャットグループに参加していたことや、申立人らが開示を受けた際に目的外使用をしない旨の誓約書を裁判所に提出していたこと、チャット内の情報が営業秘密として通常閲覧等制限決定がされることなどが特段の事情に当たるとした下級審裁判例（知財高裁平成28年8月8日）がある。

(4) 文書提出命令の提出義務の除外事由に関しては、第31回研究会（資料31の第2）において、現行の民事訴訟法第220条第4号二の文書提出義務の除外事由に関し、判例上の解釈を明文化する案が検討対象となっている。20 上記の文書提出義務の除外事由に関する明文化の規律を前提とした場合にも、本文記載のような第三者の秘密保持命令及び提出された情報についての訴訟記録等の閲覧制限がされている場合には、引き続き、「看過しがたい不利益が生ずるおそれ」や「特別の事情」の有無の判断において、そのような措置が講じられていることが考慮され、当該第三者に対して文書の提出が命じられることがあり得ると考えられる。

(5) なお、上記のように、文書提出命令に係る第三者の申立てにより、裁判所の秘密保持命令や、第三者による訴訟記録の閲覧等の制限を可能とする場合に、他方で、証人となった第三者が、その尋問調書に係る訴訟記録につき、裁判所の秘密保持命令や、閲覧等の制限を申し立てることを可能とはしないときは、その理由を整理する必要があるとも考えられる。

この点について、第三者が裁判所から秘密情報を含む文書の提出を命じられた場合には、当該命令に従い命令の対象となる文書を提出するほかなく、命令に従わないと過料の制裁が科されることとなるため、当該第三者にとつ

て、裁判所の秘密保持命令や、第三者による訴訟記録の閲覧等の制限を申し立てるほかには、その秘密情報を保護する手段は乏しいと言わざるを得ない。これに対し、第三者が証言する場合には、尋問における質問の内容にもよるが、証言は文書のように媒体に固定された情報ではないため、秘密情報を含まない形や、含むとしても抽象化した形で証言するなど、第三者として、証人としての義務に違反せずに、その秘密情報を保護することが可能な場合も少なくないと考えられる。このような観点から、文書提出命令に係る第三者と証人となる第三者との間には、その秘密情報を保護する手段として、裁判所の秘密保持命令や、閲覧等の制限を申し立てることとする必要性の程度に違いがあり、その違いによって、秘密保持命令や、閲覧等の制限を申し立てることを可能とするかどうかの違いが生じると整理することができるとも考えられる。

2 文書提出命令等により裁判所に提出された文書に関する秘密の保護について

(1) 文書提出命令や文書送付嘱託により裁判所に提出又は送付された文書については、訴訟記録となった後には、当事者の秘密についての秘密保護のための閲覧等の制限の制度の対象となる。他方で、裁判所に提出又は送付されたこれらの文書は、実務上、当事者が証拠として提出するまでは、一時的に裁判所に留置する場合でも、訴訟記録の一部ではないと取り扱われており、訴訟記録に関する上記規律の対象とはならず、文書提出命令等を申し立てた当事者が、提出等された文書について、閲覧謄写をすることによって知りえた情報の秘密の保護に関しては、裁判所の訴訟指揮等（東京高決平成9年5月20日判時1601号143頁参照）によって対処がされている。このような取扱いは、証拠調べの対象となる文書の原本が留置され、還付されるまでの間についても同様であると解される。

(2) 本文1記載のように、第三者に文書の提出を命じる場合を想定して、その秘密保護のための秘密保持命令を可能にする新たな規律を設ける場合には、特許法の場合と同様に、文書提出命令により提出され、訴訟記録となる前の文書の内容に含まれる秘密情報についても、その規律の対象とする必要があると考えられ、第1及び本文1はそのような文書も対象に含むことを想定している。

他方で、当事者による閲覧に関し、訴訟記録となっていない段階における文書提出命令により裁判所に提出された文書や、証拠調べの対象となる文書の原本が留置され、還付されるまでの間の当該文書の原本の取扱いについて

は、そのような文書が裁判所に在るのが一時的であることに照らし、文書に秘密情報が含まれる場合を含め、引き続き、裁判所の訴訟指揮に委ねることが相当であるとも考えられる。例えば、裁判所がその訴訟指揮により、文書提出命令により提出された文書の閲覧を、訴訟代理人に制限し、秘密保持命令を発することを前提にして、文書提出命令を発するというような運用も妨げられるものではないと考えられる。

- 3 以上を踏まえ、第三者に文書提出命令が発せられる場合における、当該第三者及び当該第三者以外の第三者の秘密について、第三者による閲覧等の制限、秘密保持命令の仕組みを設けることについて、どのように考えるか。